

財形年金預金

平成 23 年 12 月 1 日現在

商 品 名	・ 財産形成年金預金（財形年金預金）
販 売 対 象	・ 財産形成年金預金取扱契約先の企業へ勤務されておられる勤労者の方で 55 歳未満の方（預入は 55 歳以降も可能です。） ・ おひとり 1 契約で、1 金融機関に限ります。
預 入 商 品	・ 期日指定定期預金（最長預入期間 3 年・1 年複利） ・ 補完的にスーパー定期（期間 1 年未満・単利）
期 間	・ 積立期間 5 年以上（年 1 回以上の預け入れが必要です。） ・ 年金受取開始日までに、最終預入日から 6 か月以上 5 年以内の据置期間が必要です。 ・ 積立期間および据置期間内での払い戻しはできません。
預 入 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・ 給与または賞与からの天引き預入 ・ 預入毎に定期預金を作成します。 ・ 1,000 円以上 ・ 1,000 円単位
払 戻 方 法	・ 満 60 歳に達した日以降、5 年以上 20 年以内の期間にわたり 3 か月毎にご指定の口座に振り込みます。
利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法	・ 固定金利 ・ 預入金額ごとに預入日の店頭表示の利率を適用します。 ・ 個別の定期預金毎に、満期時に一括してお支払いします。 ・ 預入商品が期日指定定期預金 * 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で、1 年毎に複利計算します。 ・ 預入商品がスーパー定期 * 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算を行います。
税 金	・ 財産形成住宅預金と合算で 550 万円を限度として非課税とすることができます。この非課税限度額を超える場合は、超えた日以後の元本のお利息について 20%（国税 15%、地方税 5%）が分離課税されます。 ・ 年金以外で払い戻される場合は、過去 5 年間にわたる利息および解約利息について課税されます。ただし、年金の払戻開始後 5 年超の場合には解約利息のみに課税されます。
手 数 料	_____
付 加 可 能 な 特 約 事 項	_____

<p>中途解約時の 取 扱 い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全額解約のみ可能で、一部解約はできません。 ・ 預入商品が期日指定定期預金 <ul style="list-style-type: none"> * 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により1年ごとの複利で計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table border="1" data-bbox="568 300 1442 573"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上利率」×90%</td> </tr> </tbody> </table> ・ 預入商品がスーパー定期 <ul style="list-style-type: none"> * 満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 <table border="1" data-bbox="568 759 1442 880"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上利率」×50%</td> </tr> </tbody> </table> 	解約日までの預入期間	期限前解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%	解約日までの預入期間	期限前解約利率	6か月未満	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上利率」×50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率																				
6か月未満	解約日の普通預金利率																				
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×40%																				
1年以上1年6か月未満	「2年以上利率」×50%																				
1年6か月以上2年未満	「2年以上利率」×60%																				
2年以上2年6か月未満	「2年以上利率」×70%																				
2年6か月以上3年未満	「2年以上利率」×90%																				
解約日までの預入期間	期限前解約利率																				
6か月未満	解約日の普通預金利率																				
6か月以上1年未満	「2年以上利率」×50%																				
<p>金利情報の 入 手 方 法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。 																				
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部（9時～17時、電話：0120-370-744）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。 																				
<p>その他参考と なる 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は、「財形年金預金規定」によりお取扱いします。本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。 ・ 預金保険制度の対象預金となります。 ・ 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません。 																				